

玉村町退職職員人材交流センター実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、玉村町（以下「町」という。）を退職予定の職員及び退職した職員が長期にわたって培った知識や経験を広く企業、各種団体又は事業を行う個人（以下「団体等」という。）において活用するため、玉村町退職職員人材交流センター（以下「人材交流センター」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人材交流センターの設置)

第2条 総務課内に人材交流センターを設置する。

2 人材交流センターへの求職登録を行うことができる職員は、次のとおりとする。

(1) 玉村町職員共済会に加入し、当該年度末に退職予定の職員

(2) 玉村町職員共済会に加入していた退職職員で当該年度末年齢65歳未満の者

(人材交流センターへの求職登録)

第3条 人材交流センターへの求職登録を希望する職員及び退職職員は、別途総務課長が通知するところにより、退職後の就労意向調査書に必要事項を記載し、総務課職員係を経由して総務課長に提出するものとする。

2 求職登録の有効期間は、就労意向調査書が提出された年度の年度末とし、翌年度以降も求職登録する場合には、就労意向調査書を再度提出するものとする。

(人材交流センターへの求人登録)

第4条 人材交流センターへの求人登録を希望する団体等は、別途指定する期日までに求人申込書（別記様式）を町へ提出するものとする。

2 求人登録の有効期間は、団体等が町に求人申込書を提出した年度末までとし、翌年度以降も求人登録する場合には、求人申込書を再度提出するものとする。

(適任者の紹介)

第5条 町は、求職登録者の知識、経験又は希望等を踏まえ、意向を確認した上で、前条の規定により求人登録を行った団体等に対し、適任者を紹介するこ

とができる。

附則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。